

経済産業省

● 電 委 第 ● 号
令和 ● 年 ● 月 ● 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について

平成12年3月に制定された「適正なガス取引についての指針」については、ガスの適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、LNG基地の第三者利用に係る公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為として、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第178条第1項の規定による業務改善勧告の対象となり得る行為について、改定を行う必要があると認められることから、ガス事業法第180条第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

適正なガス取引についての指針 改定事項

- LNG基地の第三者利用に係る公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為のうち、第三者利用の不当な拒否について、以下の内容を追記する。
 - ・ ガス製造事業者が、直ちに自社の事業活動に支障を与える等の合理的な理由なく、製造等委託者に対し十分に説明を行わないことにより、製造等委託者が基地利用に係る検討を行う上での予見可能性を著しく損ない、製造等委託者を不当に交渉上困難な立場に置くことは、業務改善勧告（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第178条第1項）の対象となり得る旨。

以 上